

蘇生 摆れる救急隊員

延命拒否・家族の意見…

責務とのはざま 難しい対応

蘇生処置するべきか、それとも中止か…。各地の救急隊員は、患者の意思と、救命の責務のはざまで対応を迫られている。

▼1面参照

蘇生処置をめぐって救急隊員が困惑する事例
(イメージ)



「私は延命治療を拒否します」—。広島市消防局の救急隊員は昨年12月、駆けつけた高齢者施設で、こんな題名の書類を見せられた。心肺が止まつた80代男性の署名、押印があった。隊員は男性に心臓マッサ

ージをしながら、主治医に連絡。間もなく電話がつながり、処置中止の指示を受けた。患者は搬送されず、主治医が死亡を確認した。

広島県では2003年、メデイカルコントロール(MC)協議会が、主治医の指示で処置を中止できると決めた。市消防局によると、家族らが中止を希望する例は年10~20件。15年度は21件だった。主治医の指

示で中止したのが9割を占めたといふ。

一方、対応に苦慮する現場が多い。

奈良県内の高齢者施設で

は、入居者が心肺停止にな

つて119番通報。処置を

望まない本人の書類があ

り、居合わせた家族も同意

したが、後から駆けつけた

別の家族が「早く蘇生を

と要望。救急隊は処置しな

がら搬送した。

同県には明文化したルールはないが、基本的に処置する方針。「搬送先で管につながれたり気管切開されたりすることを考えると、処置をやめてあげたいと思うこともある」と県広域消防本部の田宮正史救急課長は話す。

救急隊員の葛藤は、厚生労働科学研究班の調査からも浮かび上がる。12年、全国の救急隊員約300人を

対象にした調査では、約2

割が蘇生を希望しない意思を書面で示された経験があった。このうち4分の1が処置を中止した。

調査した田邊晴山・救急

ないど迷う」と指摘する。

意思確認に文書活用

患者や家族の希望に応え

ようと、取り組みを進める

地域もある。

秋田県の大曲仙北広域消

防本部は13年から、大曲厚

生医療センター緩和ケア科

と連携。末期がんで蘇生を

望まない患者や家族に、主

治医が「確認書」を渡して

いる。救急隊員に見せられ

る、電気ショックなどの處

置はしない。同消防本部の

伊藤清主幹は「家族も理解

して上で救急隊を呼ぶの

で、隊員が悩まずにすむ」。

兵庫県の明石市消防本部

も14年に医師会と手引を作

り、高齢者施設に配布。处

置を望まない場合、119番

かかるつけ医に連絡する

必要がある」と話している。

(清水康志・荒ちひろ・吉川真布)

内閣府の12年の調査によると、治る見込みがない時

は、患者の家族が蘇生を望まない場合「要望書」を渡す。家族が署名すると、救急隊はかかりつけの医療機関に連絡。不審点がないか確認して蘇生処置を止める。

関東地方のある消防局では、患者の家族が蘇生を望まない場合「要望書」を渡す。家族が署名すると、救急

隊はかかりつけの医療機関に連絡。不審点がないか確認して蘇生処置を止める。

内閣府の12年の調査によると、治る見込みがない時

は、患者の家族が蘇生を望まない場合「要望書」を渡す。家族は9割を超える。だが、意

思表示の仕方は様々で、本

人の意思が家族の希望か、あいまいな場合も多い。

日本臨床倫理学会の箕岡真子理事は「患者や家族が内容を十分理解していないこともある。隊員が納得しないプロセスで決めていく

ことである。隊員が納得しない」と話している。